

昭和16年3月1日

一 興亜奉公日

二 大移動命令セラル支那派遣軍總司令官畑大將
親補セラル畑總司令官總長ニ挨拶ノ為来ル總長
懇談ス

三 外相調停要約見渡アリテ連絡懇談會ヲ開ク
ニ又ハサル旨述ブ同意ス

四 朝来外務省ハ盛ニ折衝中ナカ如シ
五 新聞號外佛受諾セルヲ報ス

佛ハ昨ニ十日深夜アリリ宛訓令セリト電来ル

アリリノ昨夜ノ回答ハ個人ノ私案ナカ如シ

午後四時正式回答到着ス(じト云フ)

0321

昭和 年 月 日

外相昨夜ノ回答アリタル際妥協的態度ヲ示シタルハ
大イニ不可ナシ知事^ルハ
六午後^ニ至ク海軍側何ヲ血迷^ルカ昨日決定措置^也
案ヲ提議^セシ来ル
即チ武力行使決意ヲ五日ノ回答ヲ待ツテナサントス
ルニ在リ
主仕者間ニ於テ之ヲ蹴ル
第一部長^次長大イニ憤慨ス陸軍總長決裁セシモ
海軍ノ一下傳^修之ヲ變更セントスルカ如キ態度不可
ナリト
七夜十一時印刷ヲ終リ隨時連絡會議開催ノ準
備ヲ進ム

昭和6年3月2日

一午前提案理由所要事項ノ説明陸海意見一致
ニ外相妥結ノ可能性アリテ連絡會議開催ヲ
好マズ陸海開催ヲ主張シ午後五時半ヨリ總理
ノ私邸ニ於テ開催ス
今日ハ陸海ノ一致ヲ強硬ニ主張ニ依リ松岡ノ
駁辯ヲ圧倒シ^{軍部側}意見通り原案ヲ可決ス
三總長夜入時ウザク參謀本部ニ来リ班長ニ會
議ノ模様ヲ説明ス大イニ機嫌好シ
四夜半ニ至ルモ妥結ノ微見モ成功セズ

0323

日 3 月 3 年 / 6 和 昭

機 密 日 誌

第二十班

一昨日の會議決定上奏の時機ハ妥結ノ可能性
アルニ依リ暫ク見合ス
右外相ノ意見見^ニズル^ニ引ツル虞アリノ遲^リモ
五日午前迄ニ上奏スヘシ
ニ上奏文海軍ハ野田中佐来リ起案ホス
三外相本日中妥結スヘシ云フ
佛側停戦満了七日ヲ故最後ノドタン場迄引
延續リタルヘシ

昭和十六年三月四日

一 朝来外相トアリ盛ニ交渉中ナカ如シ
泰ハ佛側保留條件ハ悉ク同意セラルカ如シ
午後六時外相アリリ會議中ナリ
二 陸海外内閣主仕者協議ノ結果
井上奏ハ總理両總長列立ニテ五日正午若ハ六日
行フニ決ス從ツテ武力行使ニ關ス條議ノミヲ
御允裁ヲ仰クコトナリ
三 陸海作戰課研究ノ結果南方武力行使ニ伴フ
船舶徴傭屯數三〇〇万屯ヲ下ラサニ販着セルカ
如シ

0325

昭和十六年三月十九日

機密戦争日誌

第二十班

一朝末佛側ノ正式回答ヲ鶴首シテ午後六時
ニ至ルモ尚回答ナシ

外相アンリ¹ニモテアンバレテ居ルニ等シ¹案¹案¹案¹
等小策ヲロウ¹アルニ因ル断乎タル交渉態度¹ニ
必要ナリ

外相武力背景ヲ不要トナシ¹已レ独リノ功名
手柄ニセシカ¹タメノ外交ニ墮ス却ツテ男ヲ
サゲ墓穴ヲ掘ルヘシ

ニ夕刻ニ至リ會談ハ悲觀的ナリ今晚中ニモ連
絡懇談會ヲ開キ度ヒト外務省ヨリ西女¹求アリ
今更驚ク要モナシ陸軍ニ關ス限リ動クモナシ

昭和 年 月 日

明六日九時三十分ヲ懇談會開催ニ決ス
ニ西貢方面居留民引揚ゲ電報ヲ發ス
時機オソシ威圧ノ效果ナシ

畑大將見送ノ際東京駅頭デ松岡ニ口説力
レテ上奏ハ六日ニ延期ス

而モ遂ニ五日中ニ妥結スルニ至ラス

畑大將東京出發ヲ發赴仕ス

0327

昭和十六年三月六日

機密戦争日誌

第二十班

一九時三十分より連絡懇談會開催

會議中「アンリー」來リ回答ス

「強制セラレテ」

受諾スヘシト云フニ在リ

右會談ノ結果ニ基キ左記三件ヲ決定ス

1. 原則的妥結ノ旨三國共同「コミュニケ」發表

2. 佛ノ強制受諾ノ態度ヲ是正ス

3. 停戰期間延長セサルモ兩軍戰鬥再興ヲ見サル

様指導ス

ニ夕刊ニ原則的妥結ノ發表アリ

三、大野大佐、小野中佐ト目黒茶寮ニ於テ

昭和 年 月 日

會食ス

紛争調停一段落ヲ告ケ
大イニ飲ミ盛會ナリ

先ヅくト云フ所

0329

昭和六年三月七日

機密 戦争日誌

第二十班

一昨夜十二時頃外務省ヨリ本朝九時ヨリ連絡懇談會ヲ開催シ度提案アリ

昨夜一晚中交渉ヲ續ケタルモ妥結ニ至ラザリシカ如シ

二九時開催ヲ中止シ午後五時十五分ヨリ開催ス

海軍省今更會議ヲ開キ松岡ノ語ヲ聞ク必要ナシ大臣ノ意圖ノ提案アリシモ聞クコトナシ

陸海態度ハ完全一致ノ下ニ總長會議ニ臨ム

午前海軍次官ヨリ軟論出タルカ如キモ陸相次官之ヲ強硬ニ排シタルカ如シ

700

0330

昭和 年 月 日

三 松岡B案ヲ今更出シアルカ如シ大臣電話テ不
可ヲ詰ル

松岡ノ男モ愈々サガル

0331

昭和十六年三月八日

機密戦争日誌

第二十班

一、昨夜連絡懇談會三時間ニ亘リ行ハレタルカ如シ
松岡B案ヲ泰ニ切り出シタルカ如シ 今更B案
ト云フカ如キ不可解ナリ 陸海軍強硬ニA案
ヲ主張シ松岡諸々同意セルモ松岡ノ腹ハB案ニ
傾キアリ

ニ、總長次長武力行使ノ上奏ヲナスヘシノ意アリ 現
段階ニ於ケル武力行使ハ輕々ニ行フヘキニアラス 上奏
モ三國共同宣言ヲ取り消シ政府ヲシテ事實ヲ
率直ニ奏上セシメタル後ニアサレハ不可能ナリ

昭和 年 月 日

右第三班ノ意見トシ第一部長ニモ通シタル上 次長
總長ニ進言ス

三松岡ノ「天才」カ「キ印」カノ性格ニ鑑ミ渡歐ニ於テ
ル獨トノ詔令ニ付帝國ノ腹ヲ見スカサルコトナ
キ様考慮ノ必要アリ

即チ「レンガボール」攻略ハ準備シアリ其時機
ハ自主的ニ決ス、采ノ参戦ノ場合「レンガボール」
攻略モ自主的ニ決ス但シ後者ハ勉メテ觸レヌ
コト

0333

昭和 年 月 日

機密 戦争 日誌

第二十班

要スルニ南方武力行使ノ腹未定ナルモ之ヲ見スルカサル
コトナキ様發言ヲ慎シメト 駐自ヲオサントスルニ在リ
右陸海意見一致ノ要アリ 連絡懇談會決定ハ
事カ荒立ツ個別ニ總長ヨリ外相ニ話合フコト
スルニ決ス

102

0334

昭和16年3月9日

一 午前十時「ワシワイ」外相ト會談セルカ如シ
泰ノ回答

第一案

A案無修正

第二案

A案修正

第三案

B案（但シ海岸地方割讓地域稍擴大）

二 右第二案ヲ以テ妥結ヲ至當トス

統帥部ノ意見 B案絶対排撃ニ決シアリ

三 佛「アンリ」會談ヲホメ來ラス「アンリ」廣範圍ノ權

限ヲ有シアン「ト確」實ナランモ回答遲延ヲ理由ニ來ラス

四 本日モ遂ニ妥結ニ至ラスシテ終ル

0335

昭和十六年三月十日

機密戦争日誌

第二十班

一正午ヨリ「アンリ」外相會談ス

A案修正案ヲ受諾ス但シ「強制セラレテ」ヲ主張ス修正
條件凡ノ如シ

ハ非武装地帯全地域泰人ト同一待遇

2「コン「コー」島泰ノ主權ニ屬セルモ共同管理トス

3「スットレー」前方地域ハ地域ニテ可

ハ正様基地便宜供與ニテ可

ニ右案ニ依リ妥結ニ到達ス一シ

軍側別ニ連絡懇談會開催ノ必要ヲ認メス 外相ニ
一任ス

三月十七日以来二月ニテ遂ニ佛泰紛争調停ヲ
成ル

昭和16年3月11日

一 午前九時三十分ヨリ連絡懇談會開催ニテ月ニ亘ル佛
印、泰紛争調停終幕ニ到達ス
午後四時交換公文ニ調印ス
ニ 泰、佛印ニ對スル帝國ノ指導的地位大クニ強化セラル慶
賀ノ至リニ堪ヘサル所ナリ
三 外相渡歐ノ件新聞發表アリ
外相得意以テ知ルヘシ

0337

昭和十六年三月十二日

機密戦争日誌

第二十班

一日泰日佛印交換公文新聞發表アリ

泰佛印ニ對スル^{帝國}政治的要求概ネ充足セラル

ニ松岡外相鹿島立ッ

東京驛頭歡送盛ナリ

蘇峯曰ク松岡ハ幸運児ナリト

然レトモ確タル腹案ナクシテ渡歐ス

得ル所ノモノ果シテ幾何ソ

0340

炭産運動好成績

一、二月とも豫定数量を遙に突破

黨臨時對策恒久化へ

石炭配給計畫 近く決定

臨時對策委員會は、本年一、二月の石炭配給計画を決定し、これに基き、各地方の石炭配給を調整する。この計画は、本年一、二月の石炭配給計画を決定し、これに基き、各地方の石炭配給を調整する。この計画は、本年一、二月の石炭配給計画を決定し、これに基き、各地方の石炭配給を調整する。

日滿華貿易 合的調整會議

廿五日天津で開議

日滿華貿易合的調整會議は、廿五日天津で開議された。この會議は、日滿華貿易の調整を目的として、日滿華の各地方の代表者が参加する。この會議は、日滿華貿易の調整を目的として、日滿華の各地方の代表者が参加する。

商内普通

東京（二十日）日商會館は、日商會館の代表者が参加する。この會議は、日商會館の代表者が参加する。この會議は、日商會館の代表者が参加する。

手一杯

東京（二十日）日商會館は、日商會館の代表者が参加する。この會議は、日商會館の代表者が参加する。この會議は、日商會館の代表者が参加する。

製紙原料配給 計畫數量決る

六月迄七割配給
製紙原料配給計畫は、六月迄七割配給される。この計畫は、製紙原料配給計畫は、六月迄七割配給される。この計畫は、製紙原料配給計畫は、六月迄七割配給される。

鐵鋼統制會への

鐵鋼統制會への

三
世

日 月 年 和 昭

0341

機密戰爭日誌

入の蘭館に對し、原稿
單入れたに對し、蘭國
二月七日正午
長と決定、(廿
午後五時第四
式會議開催
相より我最後の
提示)(廿五日)
屋案につき松宮・ラン
午前午後一同會談、午
シライ・ロベン・露議一
れとなる。(廿六日)松
ワイ・露談、蘇蘭は後
ニヤ・露談、一團にはお
案拒絶、協同の相ち
チ(廿八日)松宮・ロ
一團に對し、蘭案を交
りて駁し、再々

○三月
(二日)松宮・ロベン、松宮・ラン
ワイ・露談(二百年勅諭)、アン
ハ・露談、兩國詳細の最良案
受諾、午後は、暗松宮・ランワイ・露
談、一團には廿八日ロバン案に
不滿意、午後九時松宮・ロベン會
談、ロベン代表は案による棄
開の辭等を曉諭、(三日)午後三
時松宮・ランワイ・露談、本團は
ロバン案を再度拒否、午後四時
露談・アンリ・露談、帝國閣は
ロバン案を棄却す、午後五時松
宮・ロベン露談、ロバン代表に
對し、蘭案に戻るやう勧告す
(四日)午後七時松宮・ロベン會
談、日、一團には既主面助に
關する意見一定を以、初目につ
いて最終的決定を要する
旨の共同コミュニケに關する
の聯合五日)午前一時松宮・ラ
ンワイ・露談、我が露案に對する
の蘭國反對條件につき折衝十
一時松宮・ラン、午後露談、
暗松宮・ランワイ・同時松宮・シリ
イ・露談、右兩國の聯合六日)午
前十二時松宮・ランワイ・露談、
一團には俄然同意につき、蘭國

に主張したロバン案の採擷方
を總左右に購進、午後二時、兩國
に同意照會、ロベン一同五時松
宮・ランワイ・同時松宮・ラン
ワイ・露談、暗松宮・ロベン・牛
蘭一同十三時松宮・ロベン・牛
蘭一同十四時木松宮・ラン
ワイ・露談(七日)午前十一時松
宮・ランワイ・座ランワイ・ロ
ベン、一同露談、ロベン、阿
三時半松宮・ランワイ一同四時露
談・ワット、一同四時半松宮・
ランワイ・同七時半松宮・
アンリ、一同七時半松宮・
ランワイ間の書紙折衝あり
佛側は留保條件を漸
次緩和す(八日)露談・ワ
ンワイ・露談、ロバン案に關
する案撤回回答を露臣(九日)
松宮・ランワイ・露談、蘇蘭の
駐留館に接近(十日)正午松
宮・ランワイ・露談、兩國同意
同・アンリ・露談、兩國同意
午後松宮・シリイ・露談、細
目點につき師、蘇蘭の發言完
全一致、午後三時ランワイ・アン
リ・露談、ランワイ・校本・アン
リ・露談、交換條件案につき
日興、日露兩國は實、四時
事務局長分豆(十二日)蘭國
の叩く門

機密戰爭日誌

一、大風一過、威アリ

三 戦争準備ノ研究ヲ進ム

華僑對策要綱
第三國權益處理要綱
ヲ審議ス

買材(イ)生産額充用
買材の立案に基
四國條約買材の配給計
は設備において決定
統制會

準備委員會

一、同治

十時より開演に

中絶中

五、

し研究中であったが、今回開港ハ
ノイに支店を新設、同時にサイゴ
ンの事務所を出張所に移設する
又海防支店に近しい義順方シン
ゴラに事務所を設置することに決
定した。

而して同社は既にハタビヤ、ス
ラベヤ、シンガポール、シドニ
ー等に支店を、メダシ、ゴラ、
オルガリ等に出張所を有してて
おり今回更に義順の支店を設
けたものである。

[illegible]

昭和十六年三月十四日

一物動ノ決定ニ方リ陸海ノ調整難關ニ逢着ス

A、B、計一ニ二万噸ハ不動

企畫院ハA、B、半々トナントス而シテ豫算ハ陸軍五五億海軍五一億豫算ニ即應セシムルトセハ陸軍四ニ對シ海軍七ノ割合トナルヘシ 企畫院案ハ陸軍トシテハ太イニ多トセサルヘカラサル所ナリ

然ルニ統帥部トシテハ絶對不同意作戰準備フストツプスヘシ

總長大臣ニ要望ヲ呈出ス(第二課起草案)

A、B、半々ヲスラ海軍同意セサルヘシ然ルニAノ増額ヲ總長ヲ大臣ニ要望ス

結局大臣ニ死ネト言フニ等シ内閣ニ死ネト言フニ等シ内閣總辭職ハ現下ノ情勢上絶對不可

然ラハ陸相ノ辭職モ不可

困ツタ問題ナリ

日本ヲ亡セザルモノハ陸海軍ノ對立ナリ

而シテ日本ノ繁榮ヲ阻止スルモノモ亦陸海ノ對立ナリ

0344

昭和 14 年 3 月 5 日

機密戦争日誌

第二十班

午後三時ヨリ海軍小野田中佐ト對南方施策ニ關シ腹藏ナキ
所懸談ス種村原出席
夜ニ至リ痛飲シツツ懸談ヲ深ム
カユイ所ニ手加及ハサルノ憾ミアリレカ好結果ヲ得
ハ海軍ノ南方武力行使ハ帝國トシテ已ムヲ得サル場合ノ武力行使ヲ
主トシテ頭ニ畫キアルカ如シ
好機ニ乘スル武力行使ハ大ニ關心ヲ有シアラヌ
ハ陸軍ノ對ソレ戰備不充ナル事實ニ對スル認識充分ナキ
ハ海軍第一部隊直屬ノ政治力弱キヲ遺憾トス
ハ海軍次長次官ハ腰拔ケカ惡辣カ何レカナルヘシ

昭和十六年三月十七日

一 第二部長意見ニ基キ日、泰及日、佛印軍事協定締結ノ促進
ニ就キ部長會報ヲ開ク
第二部長相當強硬ナルモ大勢不動
ノ直ニ提議スルノ件儼定方針通り機ヲ見テ成ルヘク早ク行フコト不動
ニ對英同盟内應トモス現狀ノ通則
三 上奏ノ件ハ更ニ研究ス
ニシテ打ツヘレノ具體化研究ヲ第一部長要望ス
三 西尾大將凱旋ス 凱旋將軍ノ禮式ヲ取ル

0346

昭和六年三月十八日

機密戦争日誌

第二十卷

一午後一時ヨリ中山大佐ノ蘭印事情講話アリ曰ク南方武力行使ハ極メテ慎重ナルヲ要ス 輕々絶對不可 然レトモ國家百年ノ大計ヲ考慮シ武力ヲ以テ解決スルヲ要ス

蘭印武力ヲ行使スルニ非ハ成果ヲ期シ難シ

二午後三時ヨリ想定ニ基ク物的國力判斷ノ再檢討ノ説明アリ(少佐)

省部主任者會同ス

三第一四半期物動未ク決セズ

昭和16年3月20日

一、小野田中佐來り去る十五日思想調整^{上野}レタル事項當方ヨリ印刷送付セルモノニ付異見ヲ述ヘタリ

結論

一、海軍側ハ好機ニ投スル武力行使ヲ考慮シマス

英敗レタル場合ハ好機ニアラス 對日武力重壓ハ寧ろ加ハル

二、海軍ハ對南方武力行使即對米武力行使絶對ナリ

三、日本ハ米カ對日武力壓迫(全面禁輸)ヲ加ヘ來リタル場合始メテ南

方ニ武力行使ヲナスヘシ

四、然ラハ今ヤ米ノ壓迫現實ニ差迫リタルモノトシテ對米武力行使

ヲ決意スニギヤ

海軍ニ其ノ決意ヲ示シ

五、決意ナキモ準備ハ必要トス

其多物ハ金ヲ取ル

右海軍ノ一員セル思想主張ナリ

0348

昭和十六年三月二十二日

機密戦争日誌

第二十班

一、物的國力判断現状推移ノ場合前回ニ引續研究ス
判決

武力行使セル場合モセル場合モ昭和十五年頃ニ於テ帝國軍需物資
國力ニ於テ大差ナシ

全綜合物的國力ハ輕工業ノ打撃ニ依リ行使セル場合ノ方違ニ低下
ス

二、南方武力行使ハ目下ノ所歐洲情勢ノ如何ニカカラス行ハサルヲ可トス
絶對已ラウ得サル場合始メテ行使スル

三、帝國ハ今ヤ時局處理要綱修正ノ時期ニ直面セリ

南方武力行使ヲト思ヒモヨラストガフヘシ
支那事變處理ニ邁進スル

昭和16年3月24日

一戰備課ノ物的國力判斷資料ニ基キ第三班トシテ對南方武力行使ニ
關スル判決ヲ決ス

判決

好機ニ投ス對南方武力行使ナレ

ニ迂回曲折ヲ經テ今日ニ至ル

感慨無量ナルモノアリ第三班トシテ右判決不動ナリ

但海軍好機武力行使同意スルニ至ルト換言セハ對米回避可能ノ情勢
ニ至ラハ別ナリ

0350

昭和十六年三月二十五日

機密戦争日誌

第二十班

一、物的國力判断、戰備課長、總長、次長、第一部長ニ説明ス
右席上、物動ニ關シ、第一部長、戰備課長ヲ難詰セルカ如シ
統帥部トシテ、^{陸海}半々大イニ不満ナリ
豫算ノ責任ハ陸軍者負フヘト言フニ在リ
二、師團長會同席、總長口演要旨中、戰事指導方針ニ關シ
起案セル所アリ

昭和16年3月26日

一海軍連絡ノ結果南方施策ノ案亦近ク提示シ得ヘシト
言フ 果然活氣ヲ呈ス

ニ「フーブル」三國同盟ニ加入ス 新聞報ニ依リテ始メテ知ル
次長統帥部ノ承認ヲ政府ノ措置ヲ憤慨ス

三總長次長ニ對ス物酌的國力判斷說明前日ノ續キヲ行
フ

0352

昭和16年3月27日

機密戦争日誌

第二十班

一 南方施策方向大勢決ス

西浦中佐、服部中佐當班ノ意見ニ完全同意ス

好機ニ投ル武カ行使ス

支那事変處理ト對シ戰備ニ專念セントス

第二課長第一部長ニ難色アラシ

海軍亦難色アラシカ

昭和16年3月28日

岡本少將歸朝報告アリ

川村大將縁談確定ス

電撃的結婚目出度シ

0354